情報通信審議会 郵政政策部会（第 41 回）議事録

１　日時　令和８年８月 20 日（木）14:00～14:44

２　場所　Ｗｅｂ会議による開催

３　出席者

（１）委員（敬称略）

東條　吉純（部会長）、竹内　健蔵（部会長代理）、荒牧　知子、
桑津　浩太郎（以上４名）

（２）総務省

堀内　詔子（総務副大臣）

＜情報流通行政局＞

柴山　佳徳（郵政行政部長）、折笠　史典（郵政行政部企画課長）、
渡部　祐太（郵政行政部企画課信書便事業室長）、
髙田　裕介（郵政行政部郵便課長）、
廣瀬　照隆（郵政行政部郵便局活用課長）

（３）事務局

岡本　邦彦（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室課長補佐）

４　議　題

（１）諮問案件

郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策及び郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方

（２）議決案件

郵政政策部会における委員会の設置等について

開　　会

○東條部会長　　ただいまから情報通信審議会第41回郵政政策部会を開催いたします。

本日は、ウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で委員６名中４名が出席し、定足数を満たしております。

本日は、堀内副大臣に御出席をいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。堀内副大臣、よろしくお願いいたします。

○堀内総務副大臣　　総務副大臣を務めております堀内詔子です。東條部会長をはじめ、委員の皆様方には日頃より郵政行政に御理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、およそ１年前の７月にいただいた答申を踏まえ、さきの国会で閣法として提出した郵便協議に係る制度の見直しを行う改正郵便法が成立したところであり、改めて御礼申し上げます。本日は、郵便事業の安定的、持続的な運営を確保するための方策、郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方、この２点について諮問をさせていただきます。

１点目について、郵便事業は、ユニバーサルサービスとして国民生活や経済活動にとって重要な役割を果たしてきましたが、人口減少やデジタル化の進展など社会経済情勢や利用者ニーズが大きく変化する中で、大変厳しい状況に直面しております。利用者ニーズを踏まえた郵便サービスの在り方や今後の郵便ネットワークの維持に向けた対応など、郵便事業の安定的、持続的な運営を確保するための方策について幅広く御検討を願います。

また、２点目につきましては、さきの国会で議員立法として成立した郵政民営化法等の一部を改正する法律において、日本郵便の本来業務として、地域住民が日常生活及び社会生活を営む基盤となる基盤的サービス提供業務が位置づけられるなど、郵便局は、地域における最後のとりでとして、これまで以上に地域を支援する役割を果たしていくことが求められているところです。このため、地域生活を支えるために、郵便局を活用して行うことが期待されるサービス内容、ニーズ、提供体制などの把握や、それを踏まえた日本郵便、総務省における必要な取組など、郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方について幅広く検討をお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、活発に御議論いただくことを期待しております。ど

うぞよろしくお願いいたします。

○東條部会長　　堀内副大臣、ありがとうございました。堀内副大臣は、御公務のため、ここで退席されます。ありがとうございます。

○堀内総務副大臣　　ありがとうございます。

（堀内総務副大臣退室）

○東條部会長　　次に、先日、総務省幹部の皆様に人事異動があったと伺っております。事務局から御紹介いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○事務局　　それでは、先般の人事異動におきまして、新たに着任いたしました本会議に出席している幹部職員を御紹介させていただきます。本日は、審議時間も限られていることから、大変申し訳ありませんが、事務局からまとめての御案内とさせていただきます。幹部職員からの挨拶はありませんが、御了承ください。

情報流通行政局郵政行政部におきまして、柴山郵政行政部長、折笠企画課長、髙田郵便課長となります。

以上です。

議　　題

（１）諮問案件

「郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策及び郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方」について

○東條部会長　　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問案件１件、議決案件１件です。

初めに、諮問第 1246 号「郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策及び郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方」について審議いたします。本件は、本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、本日付で情報通信審議会議事規則第 17 条第８項の規定により、当部会に付託されたものです。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○髙田郵便課長　　総務省郵便課長を８月より拝命をいたしました髙田と申します。先生方、どうぞこれからよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、諮問内容について御説明をさせていただきます。１ページ目を御覧ください。

当審議会の昨年７月の答申、あるいは本年６月に成立しました郵政民営化法等の一部改正法におきまして、郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策に係る検討が求められています。また、郵政民営化法等の一部改正法におきましては、後ほど御説明いたします、基盤的サービス提供業務の日本郵便への本来業務化など、郵便局がこれまで以上に地域を支援する役割を果たしていくことが求められています。

一方、日本郵政グループにおきましても、本年５月の中期経営計画におきまして、事業構造の見直しの中で、郵便サービスの持続的提供のためのサービス水準の見直しについて要望がありました。また、郵便局が地域を支えていくための拠点としての機能を発揮することとしています。

こうした点を踏まえまして、２つの事項につきまして、諮問を申し上げたいというふうに思っています。

１点目が、郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策ということで、利用者ニーズを踏まえた郵便サービスの在り方でありますとか、あるいは条件不利地域における持続可能な引受・配達方法の在り方等々含めた今後の郵便ネットワークの維持に向けた課題、こうしたことにつきまして、郵便事業政策委員会を新たに設けまして、御検討をお願いできればと思います。

２点目ですが、郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス、こういったものの提供の在り方につきまして、郵便局活性化委員会で御検討をお願いしたいと思っています。具体的には、郵便局を活用することが期待されているサービスの内容や、そういったサービスの提供・推進の在り方、こうしたことにつきまして、費用負担の在り方や、必要な取組等々、ぜひ御議論いただきたいと思っています。

スケジュールは、以下に示したとおりですが、来年の夏頃をめどに御答申を頂戴いたしまして、私どもとしては、その答申を踏まえまして、制度整備など、必要な策を講じていきたいと思っています。

２ページ目を御覧ください。

１ページ目で言及をさせていただきました答申あるいはその法律につきまして、こちらのほうで御紹介をさせていただきます。後ほど、お手隙のときに御確認をいただければと思います。

３ページ目を御覧ください。

以下、足元の社会経済情勢等々につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

４ページ目を御覧ください。

御案内のとおり、我が国の総人口は2010年代からの減少トレンドです。また、今後も減少傾向は続く見込みです。一方で、社会のデジタル化が進展いたしまして、通信手段としてスマホ、ＳＮＳといったものが普及をしており、こういったものが郵便の代替手段としてますますプレゼンスを上げているという状況です。

他方、経済状況を見ますと、物価賃金というのは近年上昇傾向にあります。その一方で、運輸、郵便業の賃金の伸び率が産業全体の伸び率と比べて大きい、こういったところも郵便事業を取り巻く一つの課題として御指摘をさせていただければと思っています。

５ページ目を御覧ください。

日本郵政グループの経営形態等につきまして、あるいはユニバーサルサービスの責務につきまして、簡単に御紹介させていただければと思います。

日本郵便ですが、２点の役割があると思っています。１つ目は、郵便サービスをあまねく全国に提供する主体としての役割です。２点目として、こちらにゆうちょ銀行、かんぽ生命がありますが、貯金サービスや保険サービス、こういったものの窓口業務を受託することで、こういった金融サービスを全国あまねく公平に利用できるようにするための担い手、こういった二面の位置づけがあるということを、こちらのほうで強調させていただければと思っています。

６ページ目です。

こういった役割と社会情勢を踏まえまして、議員立法で郵政民営化法の改正がありました。その中で、日本郵便の業務につきましても見直しが行われています。行う業務の範囲自体は変わりありません。一方で、これまで本来業務とされておりました郵便、貯金、保険、こういったものに加えまして、いわゆるマイナンバーカードの交付といった郵便局事務取扱法に係る業務でありますとか、基盤的サービス提供業務、これは、国や自治体等の委託を受けまして、日本郵便の経営資源を活用して行う公共サービス、その他の地域住民が、日常生活あるいは社会生活を営む基盤となるようなサービスの提供に係ることですが、これらが日本郵便の本来業務と位置付けられました。こちらに例示をさせていただいているようなものが、基盤的サービス提供業務に該当するものです。

７ページ目です。

こういったユニバーサルサービスを提供する基盤であります郵便局ネットワークの維持のために、交付金・拠出金制度というものが設けられています。現行の交付金制度ですが、郵便局ネットワークを維持するのに必要なコスト、この不可欠なコストのうち、ゆうちょ銀行あるいはかんぽ生命に関わる部分につきまして、独法の郵政管理・支援機構を通じて拠出金として徴収し、これを日本郵便に交付する仕組みがあります。他方、今回の郵政民営化法の改正によりまして、条件不利地域を含む全国の郵便事業の安定的な業務遂行に向けまして、日本郵便に対し、郵便局ネットワークの維持活用に要する費用、こういったものについても新たに交付することとしています。この上の四角の３ポツ目、こちらが先ほど御紹介をいたしました、郵政民営化法の改正により新たに交付金の対象とされている部分でして、郵便の窓口等々に関しますサービス、こちらもユニバーサルサービス維持のための交付金の支援対象とされたところです。

８ページ目です。

今御紹介した郵政民営化法等の改正法の全体像を示していますが、割愛をさせていただきまして、９ページ目です。

一方、制度の状況につきまして、以上のとおりですが、先ほどまで御紹介している日本郵便株式会社の経営を取り巻く状況について御説明をさせてください。日本郵便の単体決算を見ますと、我々が一号業務と申し上げている郵便の業務、こちらが、営業収益費用の約半分を占めています。令和６年に郵便料金を値上げさせていただきました。これによりまして、足元の収支は改善しているものの、下のグラフにありますとおり、依然として厳しい状況にあります。

10 ページ目を御覧ください。

もう少し郵便を取り巻く状況です。郵便物数ですが、2001 年、平成 13 年をピークに毎年減少トレンドにあります。直近、足下のデータで申し上げますと、ピーク時に比較し、半分以下の水準まで落ち込んでいるという状況です。こうした状況を踏まえまして、先ほど御説明もいたしましたが、令和６年に郵便料金の改定をいたしました。国民生活への影響等も考えまして、最少限度の値上げとさせていただいたのですが、値上げの効果が通年で現れる昨年度に収支が黒字になる見通しでしたが、実際の収支は、下にありますとおり赤字となっています。令和８年度以降も赤字、赤字トレンド、また拡大する傾向にあるということを、こちらで説明をさせていただければというふうに思っています。赤枠内は委員限りのデータということで、お取扱いをお気をつけいただければと思

います。

11 ページを御覧ください。

こうした状況を踏まえて、日本郵政グループの本年度から令和 10 年度の中期経営計画が策定されています。こういった中で、郵便や物流事業の構造改革、あるいはその窓口事業の構造改革を進めるとともに、私ども政府に対してサービス料金の見直しやサービス水準の見直しの要望をいただいているところです。

12 ページを御覧ください。

そうした点も踏まえましての、日本郵便単体での収支の今後の見通しですが、中期経営計画と併せて日本郵便で収支改善計画を取りまとめているところです。その内容ですが、先ほど御紹介させていただいたようなコスト削減、収益の拡大策等々を積み上げていきましても、なお 1,691 億円の赤字が見込まれるという、大変厳しい状況です。

13 ページを御覧ください。

以下、こうした状況を踏まえまして、郵便事業に関する諸制度の見直しを今後検討していくこととなりますが、制度の現状につきまして、簡単に御説明をさせていただければと思います。

14 ページ目を御覧ください。

郵便につきまして、郵便物の種別ですが、２の郵便物でありますように、第一種郵便物ということで、いわゆる書状でありますとか郵便書簡、第二種郵便物として葉書、そして第三種郵便物、第四種郵便物として政策的に行われているような郵便物というものがあります。また、万国郵便条約に基づく国際郵便というものもありますし、また、郵便物に対するオプションとしての特殊取扱、送達でありますとか書留でありますとか、そういったところにつきましても制度としての提供がなされているところです。

15 ページ目を御覧ください。

以上はサービスメニューですが、サービスメニューに対するサービス水準というものにつきましても、日本郵便は郵便業務管理規程というものを、総務省の認可を経た上で策定し、その規定の中でサービス水準を定めています。それぞれ御紹介させていただきますと、まず、郵便の引受け段階といたしまして、随時かつ簡易な差出方法としての郵便ポストの設置、こういったものが義務づけられています。様々な基準がありますが、郵便ポストの数につきましては、日本郵政公社法の施行時、平成 15 年の数字を維持する、約 18 万本ですが、といったような法令の定めがあります。

また、郵便局の設置につきましても、あまねく全国において利用することを旨としてということで、市区町村に１か所以上設置するということで、現在は約 24,000 局設置されています。料金につきましても、全国均一料金でなるべく安い料金をということを旨に、もろもろの規定が行われているところです。これは、本年度、制度につきまして見直しを受けましたので、後ほどまた御説明をさせていただきます。

また、引受けをいたしました郵便を配達する基準といたしまして、週５日、原則１日１回の配達というものが義務づけられています。また、差し出された郵便物につきまして、原則４日以内に送達すべし、こういった規定もありました上、届けられた郵便物、引受けを受けた郵便物につきましては、それぞれの御自宅の郵便受けまで、あまねく戸別宛てどころ配達、こういったところも義務づけがされています。

16 ページを御覧ください。

こういった制度につきまして、これまで何回かの見直しをさせていただきましたので、その概要を御説明させていただきます。

まず、令和２年改正ですが、この中で郵便サービスの一部の見直しを行っています。内容につきましてですが、上の四角囲みにありますとおり、働き方改革、あるいは利用者ニーズの変化を踏まえまして、まず、土曜日の配達休止及び送達日数の繰下げ、こういったことを実施させていただいています。一方で、お客様の利便等々を鑑みまして、大量の差し出し郵便物に対する大口割引、これを一部拡大していますとともに、そういった送達日数の繰下げ等々に対応するために、速達料金の引下げも実施をさせていただいているところです。

17 ページです。

また、料金に関しましては、本審議会にも御答申をいただきました。誠にありがとうございます。さきの通常国会で成立した郵便法ですが、まず１点目、郵便料金に求められる一般的要件の緩和というものを行わせていただきました。これまでの郵便法の規定ですと、郵便事業に継続的な赤字が見込まれる場合、制度上さらなる値上げを続けなくてはいけないと、こういった硬直的な仕組みではないかという指摘がされていたところです。それを踏まえまして、いわゆる収支相償の規定というのを緩和いたしまして、郵便事業以外の事業の収支の状況も勘案して郵便料金を設定することを可能とさせていただきました。

また、定型郵便物の料金の上限額に係る規制、こちらは今、総務省令により定めてい

ますが、経営主体たる日本郵便の主体的・機動的な料金改定を行えるようにするために、日本郵便の発意により上限額の認可申請が可能になるような仕組み、こういったところを実現させていただいたところです。施行日は未定です。

18 ページです。

以上が、我が国における制度の状況ですが、諸外国におきましても、こうしたサービス水準の見直し、料金改定、こういったところは多くの国で行われているところです。若干の例を御紹介させていただきますと、まず、サービス水準の見直しに関して申し上げれば、配達頻度の低減ということで、イギリスでは非速達かつ安価なサービス、２nd class メール、これにつきまして、平日の隔日配達への移行というものが予定をされています。また、フィンランドにおきましては、そういった週５日配達を終了し、週３日配達への移行が行われたということです。送達水準につきましても、引き受けから送達までの日数の水準が決まっているところを、その日数や達成率の目標値を引き上げる。イギリス、フランス、ドイツ、スイス等々あります。また、郵便ポストの削減につきましても、過疎地への配慮や自治体との協議を経た上で段階的に削減をされている国、イタリア、オランダ、こういった例があると思っています。また、先ほど言った各家庭の郵便受けまでの戸別配達方式の見直しということにつきまして、カナダポストのほうでは、戸別配達を縮小しコミュニティーメールボックス、集合型の郵便受け箱をイメージしていただければと思いますが、こういったものに移行する計画を承認したと聞いています。

料金の値上げについては、各国でも累次にわたり進んでいるところです。また、デンマークにおきましても、公営企業体、郵政事業体による書状の配達サービスが廃止をされ、民間ベースのサービス、こちらのほうが、2026 年の１月から郵便事業の免許を取得している民間事業者による書状の配達が実施をされたところです。こうした諸外国でも、一つ大きな変化の潮目を迎えているところというところを御説明させていただきました。

一旦、郵便につきましてはこれまでにさせていただきまして、２つ目の諮問事項につきまして、御説明を差し上げたいと思います。

20 ページ目を御覧ください。

まず、郵便局の設置状況ですが、日本郵便株式会社法により、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない責務を負っています。また、こちらの規定のとおり、それ以外のもろもろの規定がありまして、民営化時から全国約

24,000局の郵便局の設置が維持をされているところです。

イメージを湧きやすくするために、21ページを御覧いただければと思います。

ある個人の方からのデータを引用させていただいています。こちら、郵便局の分布と主要コンビニチェーンの分布状況を比較したものです。店舗の総量で申し上げれば、コンビニチェーンのほうがありますが、分布状況、広がりという意味で見ますと、郵便局のほうがかなり全国隅々まで広がりがあるということが見てとれるかと思います。データとして共有させていただきます。引用元の方、どうもありがとうございました。

22ページです。

また、こういった広く分布している結果、利用者から見ても非常に身近な窓口機関として位置づけることが可能です。お近くの郵便局への平均距離ですが、大体630メートルとされていまして、小学校、交番、そういったところよりも近く、金融機関の中で最も身近な存在だと言っても過言ではなかろうかというふうに思っています。

23ページ目を御覧ください。

他の金融機関との設置状況の比較ですが、地域金融機関、農協等の店舗数の推移と比較しまして、郵便局は相対的にかなり微減にとどまる変化であるということが見てとれようかと思います。

24ページ目を御覧ください。

現在の日本郵便会社における地域住民の利便の増進に資する業務、こういったところについて御説明をさせていただきます。

まず、郵便局事務取扱法に基づく、法律に基づく業務といたしまして、戸籍、納税証明書の交付、住民票の写しの交付、あるいはマイナンバーカードの発行、交付申請等、こういった業務の取扱いが郵便局でできるようになっています。また、それ以外のものでありましても、全国の郵便局で広く実施されている事業といたしまして、例えばプレミアムつき商品券の販売でありますとか、高齢者の見守りサービス、こういったものも実施されています。また、規模は全国でなくても、地域のニーズに応じまして、オーダーメードで行っている事業もあります。オンライン診療や集落支援の活動、こういったことにつきましても、郵便局が地域にお役立ちをしているという点を、このページで強調させていただければと思います。

25ページ目を御覧ください。

こういった窓口業務の広がりです。郵便局事務取扱法に基づく事務ですが、自治体数

で 220、郵便局数で 766 です。（２）で、（１）の法令、郵便局事務取扱法以外の各種制度に基づく事務ですが、自治体数で 40、郵便局数で今 130 というところです。（３）として、自治体が独自に郵便局に委託している事務ということですが、こちら、自治体数で 341、郵便局で 5,284 ということです。これら全てについて、重複を除いて合計をいたしますと、全国自治体数約 1,700 ありますが、うち 453 の自治体の業務につきまして、5,667 の郵便局でこうしたサービスを提供しているということが現状としてあります。

26 ページ目を御覧ください。

こういった郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図ること、あるいは行政事務の効率化を図ることを目的にいたしまして、総務省としても郵便局をコミュニティ・ハブとして活用するための予算事業を行っているところです。詳細は、書いてあるとおりですが、令和８年度ベースの予算で 1.7 億円を確保しているところです。

27 ページを御覧ください。

こういった取組につきましても、直近、閣議決定された地域未来戦略等でも書き込みがなされています。こういったところをお認めいただいているということで、引き続き推進をしていきたいと思っています。

28 ページを御覧ください。

これまで実証において芽が出ているもの、芽が出かけているもの等をまとめさせていただきました。

最終ページを御覧ください。

こういった郵便局を活用した行政サービスを行うに当たりまして、特交措置もなされていますので、御紹介をさせていただきます。

こちらからの説明は以上にしたいと思います。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○東條部会長　　ありがとうございました。ただいまの説明について御意見、御質問がありましたら、チャット機能にてお申出ください。なお、事前に委員の皆様にお送りしている資料 41－１－２につきましては、構成員限りの部分に事業者の経営上の秘密に関する事項が含まれておりますので、御発言の際には御配慮をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。それでは、荒牧委員、よろしくお願いいたします。

○荒牧委員　　荒牧です。御説明ありがとうございます。郵便局のこの最後のほうで御説

明のありました、いろんな自治体、行政サービスに係る業務展開とか、この辺というのは、活性化という議論の中ではあるべき方向性だとは思います。一方で、以前、そういう郵便局の活性化のときの議論にも申し上げた記憶がありますが、やはり個人情報により深くアクセスしていくという意味では、昨今のいろいろな、特に高齢の方を狙った犯罪などを助長する、その可能性のあるという、そういう一面も、リスクもあることは否定できないので、進める上で、こういった情報セキュリティの強化ですとか、何らかの歯止め策とか、そういったものの検討というのも、併せて検討していっていただきたいなというのが、個人的な意見です。

それから、細かいことで恐縮ですが、７ページ、ネットワーク維持の支援のための交付金ということで、この下の図で独法の郵政管理・支援機構のほうから、今度、新交付金 650 億が、ユニバーサルサービス維持のために充てられるということで、これは郵便局の活性化という面からいうと、非常に前向きな後押しする資金だと思います。ちょっと違和感というか、ここに権利消滅金を繰り入れて、それで新たな支援の資金とするという、非常に権利消滅金もいいふうにまた使われるというふうに、この図だと読み取れますが、一方で、こちらの独法は、国民目線で権利消滅金をいかに減らすかというか、そういう意味での周知徹底をメインの活動とされているわけです。ですから、形としては、確かにこの権利消滅金は交付金に加算されていくのかもしれませんが、支援機構の活動内容としては、権利消滅金が相反するといいますか、権利消滅金を減らすために動いている法人でもあるので、ちょっとここがミスリードされないといいかなというふうに個人的に感じた次第です。これは感想です。

以上です。

○東條部会長　　ありがとうございました。それでは、事務局から、お答えできる範囲でお願いできますでしょうか。

○髙田郵便課長　　荒牧先生、御指摘ありがとうございます。１点目、公共利用を進めていく上で、いわゆるセキュリティないしガバナンスを強化、しっかりしていくべきだという話、大変監督当局としても耳が痛いですが、そのとおりだというふうに思っています。ただ、他方、今回新しく郵便事業の在り方を検討していく上で、ガバナンスそのものを直接検討していくこととは必ずしもならないのかなというふうには思っています。他方、こういったいろんな施策を深掘りしていく上で、特にやはり留意しなければならないセキュリティ、ガバナンスに関する事項、そういった論点がありましたら、

ぜひそういった議題を進めていく中で、御指摘をいただければと思っています。この諮問があろうとなかろうと、セキュリティ、ガバナンスの強化というものは、監督当局としてしっかりやっていくべきことだと思いますので、今の先生のお言葉は、そういった引き続き総務行政の中でもしっかりやっていきたいと思っています。

２点目につきまして、議員立法でありますので、何ともお答えしづらい部分は正直ありますが、民営化前の郵便貯金が権利消滅の扱いとならないようにしっかりと周知をしていくということ、あるいは権利消滅の扱いとなった場合、それは適正に交付金として活用していくことというのは、恐らく独法の郵政管理・支援機構の中でも、それぞれ部門部門、つかさつかさで役割分担あるいはファイアウオールを設けながらもやっていることというふうに思っていますので、基本的にそういった問題というものは生じ得ることは考えづらいのではないかと思っています。ただ、世間の受け止めとして、そういった誤解があってはならないということと思いますので、私どもとしても、今先生おっしゃられたような視点ということを新たな気づきとしていただきましたので、今後の周知、説明ぶりを考える上で、ぜひ参考にさせていただければと思います。貴重な御指摘ありがとうございました。

○荒牧委員　　ありがとうございました。

○東條部会長　　ありがとうございました。２点とも非常に重要なポイントだと理解をいたしました。

ほかにはいかがでしょうか。

なかなか郵便事業を取り巻く環境は厳しいものがあるという中で、どのような方策があり得るか、次の一手を考えざるを得ないという状況にあるというふうに理解しております。よろしいでしょうか。

ほかに意見、質問等がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議を進めることといたします。御異議がある場合は、チャット機能でお申出ください。

それでは、本件諮問については、審議を進めることといたします。

（２）議決案件

郵政政策部会における委員会の設置等について

○東條部会長　　続きまして、郵政政策部会における委員会の設置等について審議いたします。

先ほど、総務省から説明のあった郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策及び郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方の審議を進めるに当たり、審議すべき事項を分割して調査する新たな委員会を置いてはいかがかと思います。併せて、既存の郵便局活性化委員会についても調査する内容を踏まえ、所掌の変更をしてはいかがかと思います。委員会の設置及び所掌の変更については、情報通信審議会議事規則第 11 条第 12 項の規定により部会決定を行う必要があります。本件について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局　　それでは、事務局より御説明いたします。資料 41－２、１ページを御覧ください。

現在、郵政政策部会におきましては、下の現行欄のとおり、郵便局活性化委員会のみを設置して調査検討を行っているところです。今般、改正案にあるとおり、新たに郵便事業政策委員会を設置するとともに、郵便局活性化委員会の所掌を変更し、先ほど諮問させていただきました郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策及び郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービスの提供の在り方に関する調査検討を行うことを御提案いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○東條部会長　　御説明ありがとうございました。ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出ください。よろしいですか。

それでは、意見、質問等ないようなので、定足数も満たしております。事務局から提案のありましたとおり、諮問第 1246 号、郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策及び郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方の調査検討のため、郵便事業政策委員会の設置及び郵便局活性化委員会の所掌の変更をすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合は、チャット機能でお申出ください。ありがとうございます。

それでは、このように決定いたします。なお、本委員会の構成につきましては、同規則別記３第４項第２号の規定に基づき、部会長が定めることとなっております。郵便事業政策委員会の主査につきましては、竹内委員にお願いするとともに、本部会から桑津委員と私が出席するほか、専門委員にも御出席いただき、調査検討を進めていただきたいと思っております。また、郵便事業政策委員会の構成員は、画面共有しております名

簿のとおりにさせていただければと思います。名簿については、後ほど審議会事務局から各委員宛てに送付するとともに、情報通信審議会ホームページでも公表することといたします。

郵便局活性化委員会の主査につきましては、引き続き、私、東條が担当いたします。郵便局活性化委員会の構成については、改めてこちらで決定し、後日、皆様にお知らせいたします。

閉　　会

○東條部会長　　以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かありますでしょうか。事務局から何かありますか。

○事務局　　事務局からはありません。

○東條部会長　　ありがとうございます。

それでは、本日の会議を終了いたします。なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。